平成２６年度第２回

大阪府子ども施策審議会母子家庭等自立促進部会

日　時：平成２６年１１月２１日（金）９：４５～１２：１５

場　所：國民会館　小ホール

【部会長】

前回の会議でもアンケートについていろいろご意見をいただきまして、それを踏まえて質問内容を考えました。そしてそれを精査してアンケート調査を行わせていただきました。その結果を今日は皆さまに初めてご報告いたしますので、ご意見等、後ほどいただきたいと思います。今日は三つ議題がございますので、ご協力よろしくお願いいたします。では、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、８月に実施しました第三次自立促進計画に係るアンケート調査、この結果速報につきまして、資料1に基づきまして、報告、説明させていただきます。なお、このアンケートにつきましては、配布しております資料３の冊子の第２章、１０ページからになりますが、ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題、こちらに記載されることになりますが、ご覧いただければわかりますようにグラフのほうです。これがアンケートの数字等再精査を行っておりました関係で、まだ作成が間に合っていなという状況で、本日は、グラフ作成中という表記にしておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、作成ができ次第、本日のご意見等による修正なども併せまして、パブリックコメントまでに委員の皆様にお示しし、ご了解いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料１をご覧いただきたいと思います。今回の調査の実施状況ですが、一番上に記載しておりますように、前回、平成２０年度調査と同規模の１万２０００世帯で行いまして、その回収部数が５５９２部、有効回答は５５９１部ということで、回収率が４６.６％となり、前回の４０.３％を上回り回収させていただいている状況です。対象となります母子世帯・父子世帯、これの全体数なり、それに対する配布数、回答数、それは結果の状況のほうに挙げておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、その内容について、回答者の状況から申し上げます。まず、年齢につきましては、母子家庭のお母さんでは４０歳から４４歳の人が３２％で多くて、４５歳未満の方ですと全体の７１.４％を占めている割合でございます。父子家庭については、４５歳から４９歳の層が、２５.６％と最も多く、５０歳未満が全体の７５.７％を占めているという状況です。寡婦の方では、６５歳以上が全体の６２.９％ということで、平成２０年度調査も寡婦の方が６５歳以上でかなり多かったのですが、今回も総じて高齢者の方が多いということになっております。

それから２番目の、ひとり親家庭になってからの年数ですが、母子家庭では５年未満で全体の３６．３％、１０年未満では７割を超え、父子家庭も同じく１０年未満では７６．６％ということで、１０年未満の方が７割を占めているという状況です。寡婦の方は、ひとり親になってから２０年以上が全体の６１％ということでございます。

それから、ひとり親家庭になった理由ですが、母子家庭では離婚が全体の９０.３％、そのうち性格の不一致、経済的理由、異性問題、暴力という順で並んでおりまして、父子家庭につきましても、離婚が全体の８３.７％、やはりその理由が性格の不一致というのが一番多いということで、これにつきましては、２０年度調査と数値は若干違いますが、順位はほぼ同じ状況になっております。

続きまして、就業及び資格・技能の状況でございますが、まず１番のひとり親家庭になる前の仕事となったあとの仕事、それから現在の仕事をお聞きしております。

母子家庭でみますと、なる前後、パート・アルバイト等が最も多いということで、なる前に働いていない方は３１.９％ですが、なった直後は、働いていない方は５.６％ということで、これがかなり減っております。離婚になったことを機会にして働いている方が多くなっていることが伺えます。パート・アルバイト等の率なのですが、２０年度調査から比較しますと、その率が増えているという状況です。

　父子家庭につきましては、これはどの段階も正規職員が最も多いということで、ただ、なったあとの主な仕事で、なる前が５４％ですが、なったあとは４４.１%と減少しておりまして、子どもの面倒を見るなどの理由で、正規職員が減っているのではないかということが伺えます。寡婦の方につきましては、今まで働いていなかった方で、なった後は１１.７％と働いている方が多くなっているという状況です。

　それと２番目のひとり親家庭になった際の転職状況ですが、ひとり親家庭になった際は、母子家庭のお母さんは４７.５％が転職されておられまして、その理由は、収入が良くないということが最も多いということになっております。

　父子家庭のお父さんでは、２４.３％が転職されておりますが、時間が合わないという理由が一番多くなっているという状況です。

　右上に移りまして、３番目の離職経験等の状況です。これはひとり親になってから現在までの離職経験ですが、これは全体なのですが、５２.４％、離職経験がない方が、４７.６％で、離職の理由としては、好条件の会社へ転職ということが最も多くなっております。

　続きまして、働いていない方に働きたいかどうかということで、働きたいと希望された方の就業形態とその理由をお聞きしております。ここで母子家庭のお母さんが働きたいということで、その希望される就業形態はパート・アルバイトが３９.９％、正規職員が３０.１％となっております。第１回の部会のときに、ご説明させていただいたのですが、子ども総合計画のほうで、次世代育成に係る市町村ニーズ調査を行っておりまして、そこでひとり親家庭だけではなく全体の働いていない母親の方々に、働きたい就業形態をお聞きしますと、パート・アルバイトが８４％ということで、ほとんど働いていない方は、パート・アルバイトで働きたいということになっておりましたが、ひとり親家庭の方でも、パート・アルバイトの希望が一番多いのですが、その率は３９.９％と全体より低く、正規職員なり安定した条件での雇用を希望されている方も多いのではないかと思っております。

　パート・アルバイトを選ぶ理由としましては、子どもの面倒を見るということです。正規職員を選ばれた方は、より多い収入ということで結果が出ております。

　父子家庭のお父さんにつきましては、希望就業形態は正規職員が一番多くなっておりまして、ただ、その理由は子どもの面倒を見るということで、母子と父子の理由が若干違いますが、子どもの面倒を見るために、正規職員で働きたいという考え方で、ここに丸をされたのではないかと考えております。

　それと５番の働いている方の転職希望ですが、母子家庭のお母さんでは、転職希望は５２.２％で正規職員を希望されておりまして、収入が良くないということが、その理由に挙がっております。あと、勤務先が自宅から遠いということも理由に挙がっております。

　父子家庭のお父さんにつきましても、正規職員を希望されている方が多いということで、主な理由は労働時間が合わないということになっております。

　先ほど申し上げたように、市町村のニーズ調査の中で働いているお母さんで、全体なのですが、現在パート・アルバイトで働いておられる方は、その仕事を続けたいというのがかなり多かったということに対し、ひとり親家庭につきましては、転職では、正規職員のほうを希望されるのではないかという話がありました。この調査結果でいきますと、ここには書いておりませんが、パ－ト・アルバイトでひとり親家庭が働いておられて、その仕事を継続したいという方が６１.７％ございます。転職組が３８.３％ということで、本来ひとり親家庭であれば、転職希望が正規職員に向かうのかと考えておりましたが、パート・アルバイトをそのまま続けたいという答えが返ってきております。

　続きまして、仕事を探す際に利用した情報源です。これは母子・父子ともハローワーク、無料求人雑誌、インターネットがそれぞれ多くなって、その順位も同じということになっております。

　７番の就労等に関して望む施策の方向、これは父子、母子、寡婦とも、同じく正規雇用の就労機会の拡充、これが最も多いということで、安定雇用を望まれていることが伺えます。

　８番の今後、取得したい資格・技能ですが、これは母子家庭、父子家庭ともパソコンが一番多くて、母子の場合、医療事務を希望される方が多いのですが、９番に載っていますように医療事務は、就職には役に立たなかったということも裏返しに出ておりまして、これは２０年度調査と同じ結果となっております。

　続きまして２ページ目ですが、収入と養育費、面会交流の状況です。１番の年収（総収入）、これは本人の就労収入のほか、児童扶養手当、このようなものを含めての総収入ですが、母子家庭の母の年収は１００から１５０万円未満の層が最も多いということで、１５０万円未満では全体の４７.６％を占めている状況です。

　父子家庭のお父さんの年収は、１００万円未満という方が最も多くなっておりますので、若年かと思ったのですが、年齢層で見ますと、３５歳から５４歳です。この辺りが今回、回答数が多くなっておりまして、子どもさんが高校とかいった、そのような年齢の方々でも１００万円未満が多いという結果となっております。

　それと収入の種類としては、母子父子ともに本人の就労収入、これが多くなっております。寡婦の方は年金が７割近くということで、次いで就労による収入ということになっております。総収入に続いて就労による収入が３番に入っておりますが、これは母子家庭の就労収入が１００万円未満の層が最も多く、半数以上が１５０万円未満になっている状況です。父子家庭の就労収入は１００万円からそれぞれ各層にばらついているという状況です。

　４番の児童扶養手当の受給の有無ですが、これは今回の調査は、ほとんどが児童扶養手当の受給者の方を対象としておりましたので、母子・父子とも９割を超えているという状況です。

　５番のひとり親家庭の養育費です。これの受給経験、受給額ということで、実際、母子家庭で受け取っている、または時々受け取っているという合計が１５.１％で、これは２０年度の調査でも１５.５％であり、かなり低いということで、改善が見られなかったという状況です。

　あと、養育費を受け取っていない理由としましては、相手に支払う能力がないや意思がない、関係を断ち切りたかったといったもので、これも２０年度の結果と同じということになっております。

　養育費についての取り決め方法ですが、これは取り決めをしていない方が２０年度調査では５１％でしたが、今回は５４.５％となっております。

　それと右にいきまして８番の取り決め遵守状況ですが、母子家庭では守られているが３９.８％と、４割弱になっておりまして、一部守られていない、守られていないが６割以上ということで、これもかなり悪い状況であるということです。取組みが守られていないことに対する行動は、何もしていないが６２.２％ということで、これも２０年度調査とほぼ変わらない状況となっております。

　１０番、１１番の面会交流につきましては、新たに項目を加えた部分ですが、その取り決めをしているが母子家庭では２０.６％と父子家庭では２１.５％ということで、面会交流の取り決めをされていない方が８割と多くなっている状況です。

　１１番の養育費と面会交流です。この関係につきましては、養育費の取り決めがない場合は面会交流も取り決めが行われていないということが最も多くて、９割以上ということになっております。養育費を受け取っていない場合の面会交流が行われていないのは、８９.８％と多くなっていまして、この表でみますと面会交流を現在行っていると、養育費を受け取っているが５０.８％ということで、養育費を受け取っている方は、面会交流も行っている方が多いという結果が出ております。

　続きまして、住居の状況ですが、それぞれなる前、なった後、現在とお聞きしておりますが、傾向としましては、母子家庭では、なる前の持ち家が３５.９％ですが、なった後は１２.３％で、一旦家を出ているのではないかということで、あと父子家庭につきましても、なる前の持ち家の方が４４.３％で、なった後は持ち家が３８.０％で、親との同居が２１.１％と増えておりますので、持ち家から出られて親御さんと同居される方が多いのではないかということが伺えます。

　あと２番の１カ月の家賃につきましては、５～７万円未満が母子家庭で、４２.７％を占めております。あと父子家庭では、６１.５％が５万円以上支払っているということになっております。

　３番の住居を探すときや入居のときの困りごとですが、母子・父子とも家賃が高いが最も多いということです。あと府営住宅ですが、これは高齢者や福祉住宅もかなり進んでおりますが、なかなか入れないということも課題になっておりまして、これは２０年度調査と同じような状況が続いていると言えます。

　最後のページですが、生活全般及び制度等の認知・利用状況ということで、本人及び子どもの困りごとと分けて聞いておりますが、本人の困りごとでは、母子、父子とも家計（就労収入）が一番で、あと、家事や児童扶養手当、このような収入に関するものが困りごととして多くなっております。寡婦の方は、家計（年金）が一番多いのですが、次いで健康ということで、特に悩みがないという方もおられる状況でございます。

　あと子どものことでの困りごとですが、これは母子家庭のお母さんが、父子もそうなのですが、教育・進学の経済的理由が最も多くなっておりまして、あと、父子でしつけが続きますが、ひとり親家庭の方につきましては教育なり進学、しつけ、このようなところが子どもに対して、悩みをお持ちであるということが伺えます。

　寡婦の方は、特に悩みがないという方が３７．９％ありまして、子どもに対しては結婚問題や健康が続いております。

　２番目としまして、困ったことがあるときの相談先ですが、相談相手として最も多いのは、これは前回調査もそうなのですが、家族・親戚が一番多くなっています。

次いで友人・知人で、相談先がないというのが、母子家庭では９．５％、父子家庭では１９．１％、寡婦が８.７％ということで、相談先がないというのは割と少ないのですが、ただ、ここで見ますと市役所や母子自立支援員、この表に載せておりますが、このような公的なところが、かなり低いということになっておりまして、認知されていない、利用されていないということが課題に挙がってくるのではないかと考えております。

それから右の３番です。施設や制度等の情報入手源、これは市役所が最も多いということで、母子・父子とも多く、寡婦の場合は母子寡婦福祉会が多くなっています。この表の中で市役所が多いということなのですが、母子・父子自立支援員が、父子が０．０％、母子が１．４％とかなり低くなっておりまして、市役所なり福祉事務所には母子自立支援員がおられますが、その名称自体が、まだ、あまり知られていないのではないかということも考えられます。

　それと４番です。施設・制度の認知状況、これは、それぞれの公的な施設なり制度を挙げておりますが、知らなかったが大半を占めておりまして、また、利用したことがあるが１割未満がほとんどということになっております。ただ、２０年度調査でいきますと、同じような制度とか施設なのですが、知らなかったが９割近くで、今回、数字を見ますと９割よりも改善されているという感じに見受けられます。ですから市等でもＰＲもやっていただいておりますし、個別にこのような制度のチラシ等も配布しておりますので、そのようなものが一定、進んできているのではないかと考えております。

　５番の自立や生活安定のために望む支援策として、母子・父子とも就学援助の拡充、寡婦の場合は健康ということで医療費負担の軽減というものが挙げられております。

最後６番の施設や制度利用に際して望む施策の方向ということで、相談窓口の拡充とか、各サービスや制度に関する広報の拡充ということが挙げられておりまして、せっかくいい制度があるのに知られていないとか、そのようなこともありますので、きちんとその辺を、この三次計画に盛り込んでやっていく必要があると考えております。

以上ざっと各項目について説明させていただきましたが、傾向としましては、平成２０年度調査、これとあまり大きく結果としては変わっていないということで、国のほうで、平成２３年に全国調査がありましたが、これと同じような結果が出ておりまして、就労収入ですとか、養育費ですとか、このようなものが横ばいで依然として厳しい状況になっているのではないかということが考えられます。以上でございます。

【部会長】

　はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。初めて調査結果をご覧いただいたわけですが、今の事務局からの報告についてのご質問、あるいはこの結果そのものについてのご意見等ございましたらお聞かせ願いたいと思います。

【委員】

　市のほうにおきましては、民生委員の役員と市の母子福祉会という会がございまして、この辺の役員の皆様方と定期的な情報交換会をやっていますが、やはりいろいろな皆様方のご意見の中に、今回、出てまいりましたアンケートで、だいたいこのような一つのニュアンスがまとまって出てきているのではないかという感じがいたしました。

　ただ、いろいろなお話し合いの中で、母子家庭の中でも比較的役員が増えております高年齢層と、それから母子家庭でも若年齢層と相当大きな開きがございまして、特にこれは抱えております児童の年齢がある程度独立しているか、あるいは非常に小さな子どもを抱えているかという違いがございまして、特に比較的小さな子どもを抱えている皆さま方につきましては、やはり働きたい、就労したいという意見が非常に多くございます。

ただし、そのような小さな子どもを預けるための適当な保育所が見つからないとか、あるいはこの中でもＤＶで特に住所を完全に移さずに仮住まいをしているという母子家庭の皆さん方は、なかなか落ち着いて働くには、情報が漏れて怖いということで、非常にそのような面では安易に生活保護のほうにいってしまうと。この辺が今後どのような形でこのような皆さん方を守っていくのか。

それと、若いお母さん方につきましては、子どもたちの就学支援とか、あるいはそのような子育ての支援、そのようなものを行政、あるいは各種団体、地域でどのように見守っていくのかということが、これから非常に大きな課題になっていくのではないかという感じがいたしました。市役所のほうにも子育て支援のほうでもいろいろ定期的な情報公開をやっていますが、年間、私どもの市のほうでは１８０人ぐらいで、これが多いのか少ないのか分かりませんが、約２日に１日ぐらいは、このような相談にお越しになるという話を伺っております。

　ただし、やはり１番は、就労したいけれども職場、資格がないとかいうことで、このようないろいろな資格取得のためのアドバイスを、ハローワークを通じてやっていますが、これが果たしてどの程度、就業に結びついているのかという実績は、なかなか把握していないというところでした。

　母子家庭は収入の問題、経済的な問題、父子につきましては、私どもの知っている限りでは、比較的経済的には恵まれていますが、子どもがどうしても帰りが遅くなり、今の保育所だけでは非常に早く迎えに行かなければいけないとかいう制約に迫られて、うまく経済的な収入が伴うところへの就労が難しいという話をしております。

　いずれにいたしましても、そのような面では安心して働ける環境をつくるために、子どもたちの居場所をどのような形でつくっていくのかということが、私が市でいろいろ接触した中で、アンケートの結果からも若干出ておりますが、そのような感じがいたしました。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。日頃の活動の中で感じたことをお聞かせいただいて母子家庭の生活の中身がより分かったと思います。今日は単純集計だけでしたが、例えばこの部会で出していただくということではないですが、例えば年齢別の集計をされると、今、委員がおっしゃったような小さい子どもを抱える若年の母子世帯の非常に厳しい状況がより分かるのではないかと思います。仕事と子育てと住宅費については、深刻な問題になっていると思います。ほか、いかがでしょうか。

【委員】

　質問ですが。２枚目の（１）の父子家庭の父の収入が、１００万円未満が２１.２％になっています。それで３５歳から４０歳ということですが、ここはどのような形でこのような、勤めておられるのか。どのような収入なのか。内訳はお分かりでしょうか。１００万円未満になっている理由といいますか。かなり低いと思います。

【部会長】

就業形態と収入のクロスなどがあれば分かりやすいのですが、どうでしょうか。

【事務局】

　それぞれ、今、個々に集計しており、できる限りクロス集計もやっていますが、現在はそこの部分がまだできていない状況です。

【部会長】

　たぶん先ほどの委員のお話にもありましたように、格差がとても目立ってきているのだと思います。父子家庭でも非常にパートに切り替えて収入が厳しいところと、あるいは正社員でずっときて、ある程度収入が安定しているところと、たぶん格差が開いていると予想されますが、就業形態ともクロスされればと思います。

【委員】

　就労に関連して、１枚目の説明の中で、母子家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事の推移がありまして、引き続きパート・アルバイトが増えて、そのあと現在の主な仕事ではパート・アルバイトが減って、正規職員のほうが増えているとは思います。

これはたぶん５年から１０年ぐらいの方が多いようなのですが、そのようなところで移行したということが考えられるのかと思いましたが、先ほどの（５）のご説明のところで、希望としては、そこの文章で書かれている母子家庭の母で転職希望の就労形態については、正規職員というのが５２.２％と書かれていますが、やはり安定した仕事を求めたいという気持ちが強いのだと思いますが、パート・アルバイトをそのまま続けたいというのが、６１％、そこのところの説明をもう少ししていただければ、どのように捉えていけばいいのかと思います。

【事務局】

　はい。ここの１枚目の就業及び資格・技能の状況です。委員が言われましたように、現在パート・アルバイトが４６％と正規職員が現在３２％ということで上がっております。こちらの５番の、先ほど申し上げましたパート・アルバイトの方、このような方が次にその仕事を継続したいのかということで６１.７％ということで、ここの部分については、実際なったあとから現在、正規が増えているのですが、ただ、実際に働いている方でそれを引くと、このような少し反対のような答えが出てきておりまして。

【委員】

　ということは、希望としては正規職員という希望がありますが、今現在の仕事は、できれば続けていきたいと思っておられると解釈すればいいのですか。

【事務局】

　はい。その理由としまして、やはり子どもの面倒を見たいとか、そのようなことになります。どうしても制約がかかってくるのではないかと考えられます。ただ、先ほど申し上げたように、全体の母親の統計を取りますと、これもパート・アルバイトの方は引き続きそれを続けていきたいということがありまして、ただ、一般家庭につきましては、当然ながらお父さんの収入もありますので、パート・アルバイトをそのまま続けたいということは分かりますが、ひとり親家庭についても少しここが多かったということは、最初考えていたものとは違った結果が出ているという状況です。

【部会長】

　よろしいでしょうか。そうですね。転職したい人がこちらの本文を見ますと現在働いている人のうち、転職希望をする母子世帯の母は３割ということですので、そこが母数になっているのですか。その中ですか。一般的に考えるとそうなのですが、統計の取り方がどうなのかと思いますが、少しこのような統計がもしあれば、また出していただければと思います。ほか、いかがでしょうか。施策を打っても、打ってもあまり知られていないといいますか。

【委員】

　私も委員のご質問に非常に興味がございまして、パート・アルバイトでいいというのが、やはり現状が私もいろいろ現場で携わっておりますとなかなか資格も含めて、現状の社会の中でいきますと、ある意味、生きづらいというか、そういう現状があると。だからそこの部分は、当然、母子、あるいはひとり親の関係においては、当然、就労をどのようにしていくのかという、本当にひとり親でもワークライフバランスのあるものができるのかと思いますが、ただ、この間よく思っているのは、これはここの議論とは違うかもしれませんが、もともとの教育において、子どもたちの時代から大人になったときに、そもそもどのような生活をしていくのかというところの、社会で生きていくときに、どのような資格を持ったり、どのような生活をしていく、つまり結婚すれば専業主婦になるのではなくて、生き方はいろいろありますが、自分が一人になったときに、どのように経済的に自立していくのかという教育がきちんとされて、その下での将来を見越した何かそのような教育が、もっと必要なのかと。

　もう一点は、これは行政的な責任という感じがしますが、先ほどからのご意見にもございましたが、いろいろな施設、あるいは相談員等があっても、なかなか知られていない。これは、本当に現状はそうなのです。ただし市町村においては、非常に広報はするのです。おそらく『市政だより』とか何とかだよりとかいう情報はたぶん届いています。

ただ、問題はその届いている情報が的確にその方に対してこなせていないといいますか、利用の仕方が分からないのではないかと思います。昔はたぶんそれぞれの地域、地域に世話人といいますか、世話役さんがいて、その世話役さんも非常によく馴染んでおられて、何でも世話をしていただける。今はそのような地域性がない中でいきますと、そこはもう少しつなぎの部分、やはり役所は敷居が高いのでしょう。そこのつなぎをどうしていくのか。もちろん地域には民生委員もおられますし、自治会の役員さんもおられますが、そこが今日の若い層からすれば、敷居が高いのかもしれません。ですからそこをどのようにすればいいのか、逆に行政も思っているのですが、いろいろな形で、例えば窓口で離婚などの手続きをされたときに、次にいろいろなところの案内ものを渡してあげるとか、やっているところもあると思いますけど、そのつなぎとか、このようなサポーターがいますとか。コンビニとかどんな家庭でも必ず買い物には行くと思いますので、商店街とかコンビニにそのような応援団の旗なりのぼりなり、ステッカーなり、そのような案内ものを渡してあげるとか、そのようなもう少しこれから行政もつなぎの部分の工夫をしていかなければ、たぶんいろいろな相談員やいろいろなセンターをつくっても、そこへつながらない。やっていることは、そんなこと知らなかったということになると思いますので、何かそこをもう少し工夫が必要かということで試行錯誤しておりますが、反映していただければありがたいと思います。

【委員】

　今、委員が言われたことに全く同感です。やはりこれだけすごいアンケート調査をなさって、すごい計画もあるのに、それが知られていないということは、非常に残念だと思いますし、ここの７番でも、雇用側の配慮の推進、啓発とか、ひとり親家庭等の雇用を促進する企業への支援とか、たくさん載っていると思います。

おっしゃったようにせっかくの計画を知らせるためのコマーシャルといいますか、広報といいますか、宣伝をもっともっと、例えばみんななかなか紙で見て知ることがしんどい世代が多くなっていますので、例えばお金がかかりますが、テレビでＣＭをするとか、民間はやっていますが、バスのつり革に何かするとか。また、例えば女子トイレなどに小さなカードが置いてあり、ＤＶでお困りのときにはここに相談をとか、子ども虐待で困ったときにはとか、タレントを起用したテレビCMもあります。「子どものことで困ったら電話して」と。ああいうことが若い人にはつながるといいますか、もちろんネットもそうですが、これだけ立派なものを、ぜひ、絵に描いた餅にしないためにいろいろな工夫をもっともっと、お金はあまりかけられないと思いますが、全国のモデルになるようなプランだと思います。だからどのようにして皆さんに知ってもらえばいいのかを一番に思いました。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【委員】

　今、お話が出ているところ、行政のいろいろな施策が知られていないというところ、そのような点と先ほどの働きたいというところで思ったところを２点お話したいと思います。一つは先ほど出ていましたように、どのように行政の施策を知らせるのかというところで、計画にも関わってくると思いますが、一般的に情報があっても皆さん受けないと思います。困ったときに「あっこんなことがあるのか」とか、困ったときに探すのです。そのような意味で相談先をどれだけ知らせていけるのかということが非常に重要になってくると思います。

　そのような意味では、今、インターネットで、ウェブでも何か困れば困りごとから検索します。そのような意味では、行政の施策からウェブ上の内容をつくっていくのではなくて、困りごとからつくっていけば、きっと相談、こんなところにも相談できるとか、見るほうの人はやっていることを知りたいのではなくて、困ったこととか知りたいところから入りますので、そのような困りごとから検索できるような仕組みとか、困りごとから施策を紹介するような相談窓口を、そのような工夫が私たちには必要ではないかと。この結果を見て思いました。チラシなどを何万部配れば浸透するのだとか言われますが、なかなかそこは限界になります。

　少し戻りますが、この調査の１ページの右側の（４）と（５）です。（４）では母子家庭でパート・アルバイトを選ぶ理由は子どもの面倒を見るため、時間の問題です。けれども正規職員を選ぶ理由は、より収入を得たいということなので、非常に矛盾しているというか悩んでいるところだと思います。それは少しこの質問が正確にできていなかったのかという気がします。やはり正規雇用に対して非正規雇用ですから、期間の定めのない雇用か、期間の定めのある雇用かということと、フルタイムかパートタイムかということがあります。

　ですから正規雇用といった場合に、８時間働かなければいけないのか、それは少し無理だということがパート・アルバイトに行っているところだと思います。けれども正規社員で７時間労働とか、そのようなことが良いのか悪いのか出てくるようになりますと、やはり働き方も変わってくると思います。

だからいくつか大きな企業とかは、子どもが小さいときは７時間勤務にするというような形や、育児休業とか休業時間を延ばす形で、本当の勤務時間を７時間勤務にするとか、そのようなことが始まっていますが、そのような悩みがあって正規職員と書いた人、けれども今の状況でいいますと時間がないから、８時間働いてくださいと言われると子どもが心配ですからという形で、選ばれたのではないかと思います。

　保育所も昔と比べてだいぶ夜遅くまでやっているところも出てきましたが、それは結果として８時間働いてそれだけ子どもにしわ寄せがいくというのは、非常に辛い気持ちがありますので、そのような意味では、本当に正規職員とパート・アルバイトというところで、少し混乱というか、そのようなところがあるのかと読んでいて思いました。

【委員】

　関連してですが、先ほどは質問だけにしたのですが、パート・アルバイトを最終的には、今やっている仕事を継続したいという希望が多いというのは、それはそのように聞けばやはりそのようになってくると思います。今、最低限、自分がそのことによって収入を得ているわけですから、そこのところは転職のリスクとかいろいろなことを考えた場合に、やはり最低限そこは確保していきたいという気持ちが、その数字に表れているのではないかと感じました。

　それと本来ならば、一つの労働に対してパートであろうが正規職員であろうが、ある程度の労働に対する同等の賃金というものが、本当は確保されていれば、先ほどの時間との関連であるとか、いろいろな選択肢が増えるということで、もっとひとり親家庭の方たちが働きやすい状況をつくっていくような方向を、目指していかなければいけないと思っています。

これは行政だけでは無理なので、企業への働きかけであるとか、やはり最低賃金も大阪は上がってきましたが、そのラインを引き上げていく手立てであるとか、そのようなところを併せてやっていかなければ、子どもの世話もしなければいけない、収入も得なければならない、そのような中で選択肢というものが、先ほど労働形態のこともおっしゃっていただきましたが、増やしていく方向を考えていくことが大事だと思います。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。中学校を過ぎて高校・大学となりますと教育費がふんだんにかかりますので、今、大学生で一番多い子で月１２万円奨学金を借りています。卒業すると同時に返さなければいけないという、負債を抱えて卒業するということがありますが、そのようなことを一つとってみても大変な状況だということを思います。いただいた意見を基に、より調査結果を精査していきますし、計画のほうにも反映する努力をしたいと思います。

　また、行政施策をどのようにつなぐのかという大変、貴重なご意見で、第一次のときに相談体制を充実させるということで、ずいぶんこの会で議論したのですが、１０年経ってそれをどのように活かすのか。施策を今度は活かす方向に知恵を絞る時期だと思いますので、よろしくお願いします。

では、続きまして次の議題に入りたいと思います。この調査結果も踏まえて、施策に反映するということですが、議題の２が第二次大阪府母子家庭等自立促進計画に基づく取組み評価、第３が計画の素案になっております。

併せて評価があり施策を考えるということになりますので、今から報告させていただきますが、そのようになりますと時間がとても長くなりますので、まず前半で基本目標の１と２に関して、後半で基本目標の３から６に関してという、二つに分けて議論をいただきたいと思います。

では、事務局から基本目標の１と２について、評価と施策案の説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

　それでは、第二次計画に基づく取組み評価と第三次計画の素案につきまして、お手元に配付しております資料２に基づき説明させていただきます。

資料２と資料３ですが、資料３が計画本体になっておりまして、資料２がそれの概要版ということで、照らし合わせて見ていただければと思います。

　それでは資料２ですが、１枚目が第三次計画の概要（案）となっております。あと２ページから５ページ、これがそれぞれの第二次計画の施策評価とそれを反映させまして、三次計画の項目なり具体的な取組みという流れで作成しております。最後６ページですが、二次計画と三次計画のそれぞれの施策の比較表を付けておりますので、これも参照していただければと思います。

　それでは、少し順番が逆になりますが１ページに記載しておりますひとり親家庭の自立促進計画、三次計画の全体像です。これにつきまして、先に説明させていただきたいと思います。

　１枚目の計画の策定にあたりまして、一番上に策定の趣旨を載せておりますが、今回の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、あと「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」、このようにそれぞれ二次計画の取組期間の間に、このような法の施行がございまして、そのようなさまざまな状況も踏まえまして、いわゆる母子・父子・寡婦のひとり親家庭等を対象にしまして、総合的かつ計画的な施策展開を図っていきたいと考えておりまして、これまで二次計画につきましては、計画名称を母子家庭等自立促進計画というように、母子家庭等としておりましたが、先ほど申し上げた趣旨からも三次計画につきましては、ひとり親家庭等自立促進計画とさせていただきたいと考えております。この点につきましてもお諮りさせていただきたいと思います。

　続きまして、計画の位置づけですが、これは平成２６年１０月に改正施行されました「母子父子寡婦福祉法」第１１条に基づく基本方針を踏まえた同法第１２条に定めます自立促進計画になります。それと計画期間ですが、これは基本方針に原則５年と定められていますので、来年度、平成２７年度から平成３１年度の５年間と期間を定めたいと考えております。

　また、計画の推進にあたりましては、国、大阪府の関係部局、市町村及び母子・父子福祉団体等が連携しまして、進捗状況の把握、公表を行い、この促進部会に報告させていただいて意見等をいただき、必要に応じて新たな課題への対応を行っていきたいと考えております。

　計画の評価ですが、最後、平成３１年度にこの自立促進部会等の意見を聴取させていただきまして、大阪府におきまして評価を行いたいと考えております。それと右側に移りますが、計画の基本理念、推進にあたっての考え方、それと基本目標について説明させていただきます。

　第１回目で、基本理念と基本目標、これにつきましては第二次計画を継承するということでご了承を得ていますので、基本理念ですが、「ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ」とします。ここは「母子家庭等」となっておりましたが、今回、ひとり親家庭等ということで示させていただいております。

　それと計画の基本目標ですが、その下に６本柱を挙げておりますが、１、就業支援、２、子育てをはじめとした生活面への支援、３、養育費の確保等、４、経済的支援、５、相談機能の充実、６、人権尊重の社会づくりと、この６本柱です。これを継承させていただきたいと考えております。

　あと推進にあたっての基本的な考え方として挙げておりますが、１点目として、国、大阪府、市町村との役割分担との連携による支援ということで、総合的な取組みの推進に努めるということです。

２点目として、ひとり親家庭等の円滑、かつ早期の自立促進には、相談や情報提供、子育て支援、住宅、このような福祉分野と雇用分野をはじめとした幅広い行政の連携が不可欠になるということで、このような連携をしながら施策の推進を進めてまいりたいと。

３点目として、相談、情報提供機能の連携による早期からの支援ということで、それぞれひとり親家庭等の抱えている不安や問題、このようなものを早期に発見しまして、先ほど委員からも言われましたが、必要な助言や情報提供、それと専門機関へのつなぎ、このようなものを関係機関が連携を強化して、適切な支援につなげていきたいと考えております。

　今回の三次計画のポイントをその下に挙げておりますが、これは先ほど課長からもありましたが、子どもの貧困対策です。これの大綱も策定されておりまして、子どもの貧困対策を視野に、父子家庭を含めましたひとり親家庭等の雇用安定に向けた就業支援、それと子育て等の生活支援、さらにそれを支える支援者、関係機関の連携等を重点としまして、総合的な施策を推進してまいりたいというところが、今回のポイントになるところです。

　次２ページからそれぞれこのような基本目標に基づきます二次計画での施策評価とそれに関連した三次計画の項目・目標等、具体的取組みを説明させていただきます。

　まず、基本目標１の就業支援でございますが、これは就業あっせんとその右に書いています職業訓練等との実施促進、さらにその次のページの就業機会創出の支援と三つの項目に分けておりまして、それぞれ評価を行いまして、具体的な取組みを盛り込んでおります。

　まず、就業あっせんでございますが、これは資料３の本体の３章、３０ページからこれら施策評価もしておりますので、併せてご覧いただければと思います。それと今回、時間の都合上、三次計画に重点的に盛り込んでいくポイントや二次計画で数値目標を挙げておりました事業について、これを中心に説明させていただきたいと思います。

まず、就業あっせんの一番上から母子家庭等就業・自立支援センター事業ですが、これは資料３の３０ページに載せておりますが、このセンター事業の実績を経年で記載しておりますが、ここで相談者数が平成２５年度はかなり減っている状況です。これは１回目でもご指摘いただきましたが、これは相談者から問い合わせがあった場合、できる限り身近で相談できるように、大阪マザーズハローワークやマザーズコーナーと連携しまして、近くの窓口を案内・誘導しているということで、同センターは谷町にございますが、そちらへの相談が減少しているということが考えられます。

このようなことから、今後センター自体が相談や情報提供、企業開拓など一層の機能強化を図ることも重要なのですが、併せて他機関、関係機関との連携も含めて、相談者に身近な地域で相談ができるような支援体制を整備することが必要であると考えております。

　それと一般市等就業・自立支援事業です。これは各市町で同じように就業センター事業を実施いただくということですが、目標では平成２６年では１５市と掲げたのですが、ただ、実際のところ４市で実施いただいている状況で、なかなか進んでいないと。

　これはヒアリング等を行いまして、単独での市町のニーズがなくて、他の事業、例えばハローワークで実施いただいています就業自立促進事業、このような事業が、かなり効果的にやられているということで、さらには大阪府の地域就労支援事業、このような関連事業により対応が可能となっているという状況で、基本的にはそれでまかなっているとお聞きしておりますので、今後は、そのような関連事業の連携を促進していく取組みが必要であると考えております。

　それと母子自立支援プログラム策定等事業ですが、これも平成２６年までで３０市町に働きかけるということでしたが、平成２６年度は２３市町にやっていただいておりまして、これも一部未実施の市の状況も以前も説明させていただきましたが、先ほどのハローワークの自立促進事業や地域就労支援事業、このような事業との連携により、対応がすでに行われているということで、今後はこのような事業との連携が必要になるかと考えております。

このような評価を受けまして、三次計画の項目としまして、７つの項目を挙げております。網掛けの部分が二次計画から新しく追加なり修正したところで、二つ目の母子・父子自立支援プログラム策定等事業、これは市町なり郡部を所管する子ども家庭センターで行っておりますが、この事業とハローワークが実施しています生活保護受給者等の就労自立促進事業、このような事業との連携、基本的には市町に行ってプログラム事業を申請された方については、当然ながらハローワークの自立促進事業にもつないでいって個別に就職支援のフォローをやっていただくということで、ハローワークにお願いして連携している状況で、これを強化させていきたいと考えております。

　それと下から三つ目のＯＳＡＫＡしごとフィールドですが、これは昨年の９月に大阪府の商工労働部で働く女性を応援するということで、ＯＳＡＫＡしごとフィールドができております。こちらについても、働く女性ということで、母子家庭のお母さんがお見えになりますので、そのようなところで就職支援、さらに生活部分で困る部分がありましたら、就業・自立支援センター事業につなげてもらうなり、このような連携をやっていきたいと考えております。

　ですから項目としてはこの７項目ですが、その具体的な取組みとしましては、その下に載せておりますように、それぞれの網掛けに新しい事業を盛り込んでおります。例えば一番上ですと母子家庭等就業・自立支援センター事業、これは母子寡婦福祉連合会さんに委託させていただいておりますが、それのインターネット相談です。このようなものも新たに加えていく。地域で身近に相談できる体制を整えるということが一点です。

それと母子・父子自立支援員の研修です。さらに今までは親御さんだけでしたが、この就業センター事業で、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談等の支援です。これも同じくやっていくということで、これは子どもの貧困に関わる部分でして、このようなものを新たに実施すると。

さらに先ほど申し上げましたプログラム策定等事業と自立促進事業との連携、ＯＳＡＫＡしごとフィールドとの連携、それと地域におられます母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、コミュニティーソーシャルワーカーこのような方々との連携を通じてきめ細かな相談体制をとります。現在、コミュニティーソーシャルワーカーに、母子・父子自立支援員の研修にも参画いただきまして、情報交換をしながらやっていますが、さらにこのようなことを強化していきたいと考えております。

　それと最後、これは来年度から考えておりますが、全国のハローワークが保有する求人情報のオンライン化、このようなものが現在進められておりまして、それを母子家庭等就業・自立支援センターについても取り込んで情報提供なり求人求職のマッチング強化を図っていきたいと考えております。

　続きまして職業訓練等の実施ということで、それぞれ職業的自立促進事業、就業支援講習会、自立支援給付金事業と挙げておりますが、これは母子家庭のお母さんなりにそれぞれの職業訓練なり、就業に必要な資格を取っていただくという事業ですが、例えば就業支援講習会事業ですと、平成２４年から受講者の就業率を９割以上と目標に掲げておりますが、平成２４年度では９０.３％、平成２５年度では９２.５％ということで、９割を維持しておりまして、引き続きこのようなものを強化するべきであると考えております。

それと母子家庭の自立支援給付金事業、これも資格を取る場合に必要な給付金が出るものですが、これを市町に働きかけまして、平成２６年度までに各事業を一般市の３０市町にお願いするということでしたが、いずれも中核市への移行を除いて、全市町に実施いただいており、さらなる事業の周知をしながら実施していただくこととしております。

　三次計画の目標につきましては、それぞれ就業支援講習会であれば、さらに各年度９割以上をキープしていく。あと母子・父子家庭自立支援給付金事業等の実施については、親の学び直しの事業実施ということで、今のところはそれぞれこの給付金事業の対象になる資格なりが定められておりまして、割と狭いものになっていますが、例えば親の学び直しということで、高等学校の認定試験の合格のための講座といったものを対象にしながら、実際に高等学校に行かれていない母子家庭のお母さんなりを、ここで対象としまして、資格なり上位の学歴を持っていただいて就職につなげるということを、やっていただきたいと考えております。

　次の３ページですが、就業機会創出のための支援ということで、これにつきましては、事業主に対する雇用の働きかけや、母子家庭に配慮した官公需発注、公務労働分野における非常勤職員の雇用など、二次計画に盛り込んでおりました。今回、「特別措置法」が平成２５年にできておりまして、このような取り組みを地方公共団体で取組みに努めよという規定があります。

大阪府では行政の福祉化、これで先には進めておりましたが、さらに「特別措置法」ができた関係で、そのような趣旨を踏まえまして、例えば庁内の非常勤雇用を拡大しているという状況でして、これをさらに地方公共団体に求められておりますので、市町村への働きかけ、このようなものも来年度以降やっていきたいと考えております。

　ですから三次計画の項目ですが、例えば一番上から民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけから公務労働分野ですね、ここは４本なのですが、これが「特別措置法」に求められている対応で、このようなものを一般市全市町に、いずれかを取り組んでいただくという働きかけをしていきたいと考えております。

　三次計画の具体的な取組みの下にありますが、網掛けになっております三つ目の三角で、母子・父子団体がひとり親家庭の親の就業につながりますように、物品や役務の調達などの業務の発注を推進するということで、例えば母子父子寡婦法で母子寡婦団体等から申請があった場合は、自動販売機などの設置に努めるようにと掲げておりましたが、「特別措置法」によりまして、物品や調達などの発注を推進せよということになっておりまして、このような取り組みを市町にも働きかけていきたいと考えております。

　それとあと一点、安定雇用という点で、項目の一番下の助成金を活用した正規雇用への転換等の促進について、これは助成金を捉えることも含みますが、労働局さんのほうで実際に実施していただいておりますが、各種助成金もございますので、それを活用して正規職員なり安定雇用に転換を図っていくということで、企業へのＰＲなどを積極的にやっていきたいと考えております。

　それから、基本目標の２です。子育てをはじめとした生活面への支援ということで、二次計画の施策評価で保育所の優先入所とか、多様な保育・子育て支援サービスの提供、母子家庭等日常生活支援事業、公営住宅の優先入居、このようなものを挙げておりますが、施策としては、着実に市町に働きかけるなり進めている状況でございまして、日常生活支援事業のところを見ていただきたいのですが、これは必要に応じてヘルパー等を家庭に派遣して子どもの面倒を見たりする事業ですが、これが一般市での実施が平成２５年度は

１１市町ということで、平成２６年度は少し下がりまして８市町で実施していただいております。

これは目標では一般市全市町に実施いただく予定でしたが、利用条件として登録してからでなければ、事業を利用できないとか、条件が悪くてどうしても未実施になってしまっています。その代わりとしまして、その未実施の多くではファミリー・サポート・センター事業、それぞれ会員が相互に子どもの面倒を見るという事業でありますが、こちらに誘導している市町村も多いということで、今後このファミリー・サポート・センター事業、これは１時間８００円から９００円ぐらい必要と聞いておりますが、それらの負担軽減の措置についても検討していく必要があるのではないかと考えております。

　公営住宅につきましても６割以上、ひとり親世帯など福祉世帯向け募集などもやっておりまして、市町村にも指導を行いまして、２６市町で優先入居の仕組みが導入されております。ただ、先ほどアンケート調査にもありましたが、なかなか入居できないという課題もあるということになっております。

　その目標としまして、先ほどのファミリー・サポート・センター事業、このようなものの活用促進とか、下から二つ目に挙げておりますが、住居確保給付金、これは来年度から生活困窮者自立支援制度ができまして、福祉事務所の設置市町に必須事業となりますが、離職されて住居がないという方々に給付金を給付しまして、さらに就労支援につなげていくという事業ですが、このような事業を活用しながら、ひとり親家庭にも対応していきたいと考えております。

　最後、子どもの学習支援、ひとり親家庭に対しては学習ボランティア事業というものがあります。子どもさんを塾に行かせられない家庭に訪問したり、子どもさんを集めて、塾形式で講師を派遣したりするという事業ですが、厚生労働省で補助事業としておりますので、このようなものを一般市にも進めていくということで、子どもの貧困に対応していきたいと考えております。

　最後４ページになりますが、一番下の三角で学習ボランティア事業とか、学校にスクールソーシャルワーカーが派遣されておりますが、学校現場との連携ということでスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、相談体制の充実とか、福祉制度につなげる支援体制、このようなものをつくっていきたいと考えておりまして、これらそれぞれ子育て等生活支援を充実しながら、先ほどの就業支援と相まって、ひとり親家庭を支援していきたいと考えております。以上でございます。

【部会長】

　では、冒頭のご説明にありましたように、計画の名称ですが、「ひとり親家庭等自立促進計画」という名称に変更したいということでございますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。では、計画の名称はこれでということで、では、続きまして基本目標の１と２、これは分量も多いですし、母子家庭の施策での中核的な施策となります。ご意見等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

　少し教えていただきたいのですが、「特別措置法」のことなのですが、これは罰則規定とかそういうものはないのですか。努力義務の分ですね。

【事務局】

努力義務です。

【委員】

　それはこのようにやってくださいということを市町村に大阪府のほうから指導をされてということですね。

【事務局】

　指導といいますか、それぞれ権限は大阪府なり市町村が持っておられますので、都道府県、大阪府が市町村に対して、ぜひ、しなさいということはできないです。ですから、このような「特別措置法」が施行されましたので、その趣旨を踏まえて、ぜひ、お願いしたいというレベルになりますが、基本的には市町村にもこのような努力義務といいますか、そのようにするということが課せられていますので、そこは市町村の判断になります。

【事務局】

　それで補足なのですが、単にお願いをするだけでは、やはり市町村はやっていただけませんので、大阪府でもいろいろな補助金を持っていまして、そのようなもので誘導させていただくと。例えば今、子育てに関する大きな交付金というものを子ども室全体で考えているのですが、例えばその中に例示として、このようなこともいかがでしょうということを挙げることによって、誘導していきたいと考えております。

【委員】

　この項目の中の順番といいますか予算が大きいものからというわけではなく、先ほど網掛けが新しい事業とお聞きしたのですが、やはりお金のかかることばかりなので、そのようなことではないのですね。

【事務局】

　予算的にはリンクしていません。ですから、委員が言われていますのは、例えば。

【委員】

例えばこのような項目の順番なので、どれにどれだけのお金がかかるというのは、特に力を入れている部分から順番というわけでは。

【事務局】

　ではないです。

【委員】

　ではないのですか。それと「特別措置法」は、行政に対して指導はされますが、企業とかに対して努力義務などももちろんされますね。

【事務局】

　民間企業に対しては、例えば国なり地方公共団体のほうから働きかけを行うということになっていますので、企業が努力義務というところまでは課されていないです。

【委員】

　そうなのですか。なぜ、このようなことをいうのかと言えば、特定求職者雇用開発助成制度とかトライアル雇用とか、それから助成金を活用した正規雇用への転換とかいうことも、小さな中小の企業などがせっかく母子家庭を雇いたいと思っても、それに対する手続きが、書類上の煩雑さがあり、なかなかそこまでいけないと。

母子家庭の方は雇ってほしいけれども、それを会社側に言えない。会社側も非常に煩雑だからそこまでやって母子家庭を雇って何があるのかと。３０万円か何かでしたね。それぐらいであれば大変だと。そのような手続きの煩雑さがあり、せっかくの素晴らしいいろいろな事業が一歩前に進まない。この中の表でも一人とかいうのがあり、もったいないと思ったのがあったのです。だから先ほど広報のこともありましたが、より前に進めるための手続きの簡素化を、ぜひお願いしたいと思いました。

【部会長】

　はい。今の実態についてはいかがなのでしょうか。手続きの煩雑さという。

【事務局】

　トライアル雇用などの事業につきましては、労働局さんのほうで実施いただいておりますが、府のほうも、当然このような制度を知らないとかいう企業もおられますし、母子家庭等就業・自立センター事業を通しまして、企業開拓とか企業啓発で回ったりしておりますので、そのようなところでこのような制度があるとＰＲしている状況でございまして、労働局さんのほうで基本的にそのような制度で安定雇用を企業に働きかけていただいていると聞いております。併せて三次計画にも盛り込んでおりますが、さらにそのようなＰＲをやっていきたいと考えております。

【部会長】

　ありがとうございます。施策があっても利用しづらければ意味がありませんので、ぜひ、利用を促進するような手続き等の簡素化とか、計画に反映するということではなくて、日常的なところでやる必要があります。そのほか、いかがでしょうか。

【委員】

　先ほどの説明の中にもございましたように、来年４月に迫っております生活困窮者の自立支援法、この施行で、すでに各市町村の中には、いろいろなモデル事業を現在展開しているところですが、今、ひとり親家庭のいろいろな支援施策の中に、このような生活困窮者のいろいろな支援とクロスするように支援がございます。

例えば就労支援ですとか、学習支援、このようなものは具体的な展開の中で、ひとり親家庭だけに絞ってやるということでなくて、生活困窮者のこのような施策を含めて、クロスしながらやっていくという形になるわけですか。

【事務局】

　はい。委員の言われましたように、例えば資料３の７７ページの②を見ていただきたいのですが、先ほど説明させていただきましたが、自立支援プログラム策定等事業、それからハローワークで実施されている生活保護受給者等就労自立促進事業等ということで、ここの中身としまして、委員が言われましたように、生活困窮者自立支援制度の就労支援準備事業、このようなものも記載させていただいていまして、基本的には府の中では社会援護課が担当しておりますが、当方と調整しまして、市町に働きかけるとか、いろいろ考えておりまして、使える事業については、すべてひとり親家庭施策だけではなくて、このような制度も盛り込んでいくということが、今回の三次計画です。ですから学習支援につきましても、市町に働きかけるなど併せてやっていきたいと考えております。

【委員】

　質問ですが、職業訓練等の自立促進のところで、就業支援講習会というところがあります。受講者の就業率が９割以上ということで、達成されているということでご報告がありましたが、この具体的な中身ですが、正社員の方とか、それからパートの方とかいう区分けは、どのようになっているのか。そこの部分というのは、今後どのように考えておられるのかという点がまず一点です。

　それから同じところで職業能力形成システムのジョブカードの部分が触れられておりますが、今まで議論しても、普及がなかなか難しいという点がありましたが、ここの推進と挙げているところで、何か具体的に進めていかれるところが有るのか無いのかというところ。

それからもう一点、あと就業機会創出のための支援というところで、公務労働分野におけるひとり親家庭の非常勤職員での雇用ということですが、これは先ほどもご質問があったと思いますが、予算の裏付けとして、毎年こうなのか。措置されるかどうかというところはいかがでしょうか。

【部会長】

　では、三点お願いします。

【事務局】

　はい。では、就業支援講習会ですが、これは資料３の４１ページをご覧いただきたいと思います。４１ページでその講習会の状況を経年で表しております。中身としましては、なるべく就業に結びつきやすい講習ということで、ニーズ等をお聞きしまして、パソコンや、介護事務、医療事務、准看護士、このようなものを現在やっているところです。実際の就職率、ここには載せていませんが、例えばこれ単体ではないですが、ひとり親家庭の在宅就業支援センター事業（コールセンタースタッフ養成講座）、これと併せまして、例えば就職率、下から３行目に書いていますが、平成２４年度で９０.３％、１４９名が就職されたと。平成２５年度は９２.５％で、就職者が１４８名となっておりまして９割維持と。ただ、これが正規とかパートとか、その辺の集計が取れていない状況で、基本的にはこのような資格を取って、なるべく安定雇用といいますか、少しでも高い収入を得られるような講習ということで位置づけをしておりますので、このような資格を取って正規職員なりにつなげていっていただけたらと考えております。

【事務局】

　公務労働分野ですが、これは、府庁の職場で言いますと業務の必要に応じまして、非常勤職員の予算が確保されるという中で、当然、これは一般の非常勤職員であれば、ハローワークの公募制となっております。ただ、福祉の観点で母子家庭のお母さんや障がい者の方の雇用も進めている中で、例えば各部局に協力を得まして、一般枠のところを母子のほうに変更するとか、そのような形でやっておりまして、今現在、資料３の４６ページに載せておりますが、大阪府全体の母子家庭の母の非常勤職員ですが、平成２５年度は５１名、これは基本的には事務職の方で非常勤職員として来ていただいております。

ですからこれを見ていただきますと平成２２年度は下がりましたが、平成２３年度からは右肩上がりで、特に平成２５年度は「特別措置法」ができましたので、そのような趣旨も踏まえまして、各部局にお願いしまして、これを拡大している状況です。

【委員】

　ありがとうございます。

【部会長】

　はい。今ご質問がありましたが、やはり基本目標１の評価ですが、安定した雇用とか、安定した生活に寄与しているのかどうかという評価軸を育てていかなければいけないですね。だから何人受講したとか、何パーセントだということを踏まえた上で、それが安定した雇用に結びついているのかと評価が、やはり必要かと思います。ジョブカードについていかがでしょうか。

【委員】

　ジョブカードの推進ということで、ジョブカード制度、これは母子家庭のお母さんのみならず、すべての方です。キャリアコンサルティングを受けていただいて、職業経験の棚卸しをしていただいて、今後の職業生活に役立てていただく。当然、再就職にも役立てていただくという制度なのですが、実際のところ普及率がかなり低いというご指摘は受けております。

制度自体どうするのかという話も国全体でも言われているのですが、やはりこれは再就職に必要なことであり、今後も続けていかなければいけないということでございます。母子家庭のお母さんのこの制度の普及率がどのようなものかという資料を持ち合わせておりませんので、この場ではご報告できませんが、全体的にもかなり低いという状況は変わりません。そのような状況でございますので、この計画にも挙げていただいているとおり、この推進についてはハローワークとの交流をいただいて進めていく必要があろうかと思います。

　先ほど、ご指摘にもありましたが、さまざまな助成金制度の活用については、その制度の使い勝手の悪さとか、いろいろ申請の煩わしさとかというご指摘もいただいているところです。大阪だけで、これは、こうすればいい、ああすればいい、なかなか国の制度ということで、その辺のしがらみがありますが、では、実際どのようにすれば使い勝手のいいものになるのかというのは、また、お知恵をいただいて、それを国のほうにわれわれ労働局を通じて要請もしていきたいと思いますし、本当にせっかくある制度、国の助成金だけではないと思いますが、いろいろほかの制度もそうなのでしょうが、やはり現実どのようになって、その制度がなぜ普及率が悪く、使い勝手が悪いものなのかを少し精査して、内容を見極めていきながら、よりよいものにしていく必要があるのかと思います。

　それから特定求職者雇用開発助成金、これは申請件数、平成２５年度では約９５００件、これは全体なのですが、全体といいますのは、母子の方を採用しただけではなくて、障がい者の方、それから高齢者の方、いわゆる生活困窮者の方を採用していただいた方に対しての助成金、平成２５年度一年間で約９５００件トータルでございます。そのうちの約２０００件が母子家庭のお母さんを採用していただいた企業に支払うという。取り扱い件数となっております。

　それからキャリアアップ助成金、これは非正規から正規へ転換していただいた企業にお支払いをさせていただく助成金、これが平成２６年度の１０月現在、大阪だけですが４４件ということで、これもかなり利用が悪いということで、周知不足等もございますので、これは労働局を挙げてこの助成金についての周知・啓発を行っていけと。これは実際に厚生労働省のほうからも指摘を受けておりますので、今後も進めていかなければいけないという制度でございます。

　ですので、助成金制度、これはお金をお支払いする分でございますので、もちろん申請書類というものの厳密性も問われると思いますが、その辺りどこまで簡素化していけるのかというところも踏まえて、ご指摘をいただいて、よりよいものにしていければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

【部会長】

　はい。ありがとうございました。今の点、具体的なお知恵がありましたら、ぜひ、挙げていただきたいと思います。申し訳ありません。先に急ぎますが、まだ、ご意見があると思いますが、取り急ぎ残りの目標の説明をしていただいて、ご意見を賜りたいと思います。すみません。基本目標の３から終わりまで、説明をお願いいたします。

【事務局】

　はい。それでは基本目標３の養育費の確保等ということで、資料２の４ページからです。３の養育費の確保等ですが、二次計画の施策評価としまして、養育費相談支援センターが国にできておりますが、このようなところと連携を図りまして、専門員や弁護士による相談体制の整備を実施したところでございます。平成２４年に民法改正がありまして、養育費の確保や面会交流の取り決めが規定されておりますが、そのようなことを受けまして、相談件数が増加している。これは資料３の５６ページにもその相談件数等を載せております。

この養育費なのですが、もともと子どもを健やかに成長させるための必要なお金ということですが、受給率が低いということで、目標としまして、前回、平成２０年度に、これを受け取っている、時々を含めて受け取っているという回答は、母子世帯で１５.５％であり、これを向上させると、目標を立てました。

さらに取り決めが守られていないことに対する行動で、何もしていないという方が、母子世帯の７７％になっておりましたが、これを低減させるという目標を掲げたのですが、今回の平成２6年度調査でいきますと、時々受け取っているも含めて１５.１％、何もしていないが７９％ということで、率的に悪くなっておりまして改善されていないという状況でございます。

　それと法律相談事業の実施としまして、専門の法律相談も含めて出張相談を実施しておりますが、実績は資料３の５７ページにも載せておりますが、目標として、それぞれ出張相談を平成２６年度までに１５の市に巡回するということで目標を掲げましたが、これは平成２６年度までには中核２市を除きまして、一般市全２８市町を回っております。ただ、この出張相談は各市町に単独で行きますとなかなか巡回しても相談の実績がないということがございまして、ご意見もいろいろお伺いしまして、また、今回その手法についても、どうするか検討していきたいと考えております。

　それから母子自立支援員等による相談支援の強化ということで、自立支援員の方々にいろいろ研修等行っておりますが、養育費の確保や手続き、また、それの先進事例ですとか。

　先日、明石市でこのような養育費の取り決め等に関して、かなり前に進めている事例がありまして、そのようなものを紹介させていただいて研修を行ったところです。今後もさらに養育費の確保等に向けて、事例も含めて研修をしていきたいと考えております。

　それから三次計画の項目については、５項目挙げておりますが、先ほどの養育費は、目標として養育費の取り決めをした、あるいは受け取っている割合を向上させるべきであるということで目標を打ち立てたいと思います。平成２６年度調査でいきますと、養育費の取り決めをした方が４５.５％、受け取っているが、時々も含めて１５.１％ということですので、この率を向上させたいと考えております。

　それから網掛けにしております面会交流の支援です。これは、平成２４年の民法改正で、面会交流も子どもの成長のために欠かせないものであるということで、それぞれ養育費と一緒に民法でうたわれておりますが、先ほどのアンケートにもありましたが、なかなか行われていない、取り決めもされていないと。こうしたことから、これはまだ大阪府としては、事業的には始まっていませんが、東京都で国の補助事業を使い進められているということで、課題もいろいろあるとお聞きしておりますが、当然、大阪府としても事業にかかわらず、相談体制について母子寡婦福祉連合会さんなりと連携もしながら整備していきたいと考えております。

　それと基本目標の４の経済的支援、ここは基本的には母子・寡婦福祉資金なり児童扶養手当などについてですが、二次の施策の評価としまして、母子寡婦福祉資金、資料では

５９ページに載せておりますが、貸付件数、金額が減少傾向にあります。その理由として、これまでの安易ということではないのですが、貸し付けにより生活困窮のような状況がみられるということで、それを防止する観点からも貸付基準の明確化を図りまして、さらに計画的な償還を可能とするような審査、指導もやっておりますが、このような審査の厳格化も行いまして、適正に精査をしながら貸し付けていることで、それが件数なり金額に反映してきているのではないかということが考えられます。単に貸すことだけではなくて、個々のニーズと生活状況にあった貸し付け業務の適正化を図っていきたいと考えております。

さらに平成２６年１０月の「母子父子寡婦福祉法」の改正に伴いまして、これだけが父子家庭の対象から外れておりましたが、１０月から対象となりましたので、その制度の周知も積極的にやっていきたいと考えております。

　それで三次計画の項目としましては、ここは新規ということではないのですが、具体的な取組みの中で、例えば１番目の三角で網掛けをしておりますが、平成２５年度から私どものほうで貸付金のシステムの導入を行いまして、プライバシー保護に配慮した貸し付け業務ですとか、支給手続きの期間の短縮というものを、実態としてできている状況でして、個々の事情を勘案しながら、適正な償還に対応したいと考えております。

　さらに市町村と連携によりまして、児童扶養手当制度の情報提供ですとか、プライバシーの保護に配慮して給付を行うと。それとこの窓口が母子家庭のお母さんなり父子家庭のお父さんに接する一番多い機会であるということで、この窓口を積極的に活用して、就業相談、必要な情報提供を行っていくと。これは基本方針にもきちんとうたわれておりますので、この辺は市町村とも連携しながら、積極的に行っていきたいと考えております。

　それと、下から二つ目のすべての意志のある生徒が安心して教育が受けられますように、低所得者の保護者に対する教育費の負担軽減の奨学金などの制度ができておりますので、このようなものをさらに普及していくと考えております。

　それと５ページ目です。基本目標５の相談機能の充実です。ここが今回、就業支援、子育て支援と合わせまして、先ほど各委員からもお話がありましたように、広報ができていないとか、必要な連携ができていなくて、必要なところにつなげていないという課題がありますので、重点的に強化していきたいと考えております。

二次計画の施策評価ですが、まず、一番上の母子自立支援員の相談件数、これは平成２１年度にピークを迎えまして、そこから減少しております。相談内容は、やはり就労とか貸付金といったものが多いのですが、償還の相談は、府の業務移管により減っている状況です。ただ、当然、第一線の窓口で相談にのっていただくという非常に重要な役割を担っておりますので、さらに研修等により、その知識や技能などの向上を図り、相談機能の充実を図っていく必要があると考えております。

　次は母子福祉センターです。これは母子寡婦福祉連合会さんに運営していただいていますが、その相談件数につきましては、平成２２年度以降増加傾向で、特に離婚前相談が増加しておりまして、このような相談に適切に対応する必要があると考えております。

目標で支援員に相談された方が平成２０年度調査では、母子が５.３％、父子が３.１％でしたが、平成２６年度は母子が４.７％に下がっておりますが、父子が５.７％と上がっておりまして、相談事業をさらにＰＲしながら対応していく形で、実施していきたいと考えております。

　あと、土日・夜間相談や配偶者暴力センター相談事業です。このようなところも相談を受けられやすい体制ということで実施しておりますが、少しアンケート調査にもありますように、率も平成２０年度調査と変わらないということで、こうした相談事業の周知等にも力を入れていきたいと考えております。

　それと母子福祉推進委員による情報提供等の充実です。これは大阪府のほうで知事が委嘱しまして、公立小学校区に概ね一人の割合で母子福祉推進委員という、ひとり親家庭に対し、民生委員と同様の職務をやっていただいている方がおられます。ただ、市町等に母子自立支援員の方がおられ、本来、両者は連携するべきところですが、支援者間でほとんど連携が取れていないと。平成２５年度に当方で実態調査をやりましたが、そこで連携が図れている市が、時々図れているも含めて６市です。ですから、２６市が連携されていないということで、このような支援者間で連携もされず、活用されていないという状況が見えてきましたので、今後はしっかり強化を図っていくことが必要になります。

　それと、府、市町村の情報提供です。これは先ほどから言われておりますが、制度があるにもかかわらず行きわたっていない、ＰＲされていないということがありますので、周知の強化を図る必要があると考えておりまして、三次計画では、それぞれ項目を挙げておりますが、その下のほうで推進委員と自立支援員との連携機会を増加させる。あるいは公的施設や制度を知らなかった方の割合を低減させるとか、関係機関との連携で、同じくこのような制度を利用したことがある方の割合の向上を目標に掲げて進めて行きたいと考えております。

　さらに先ほど申し上げたように、スクールソーシャルワーカー、このような方々の連携を含めまして、学校等教育機関との連携も図りまして、子どもの貧困対策にもあたっていきたいと考えております。

実際の具体的な取組みといたしまして、１枚目から書いておりますが、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、コミュニティーソーシャルワーカー、このような方々との連携です。すでに始めていっておりますが、相互の連携により離婚前相談をはじめとしまして、それぞれきめ細かな相談体制をとっていくということです。

　それと右に移りますが、二つ目の三角で、母子父子福祉推進委員と母子・父子自立支援員の連携強化で、推進委員もそれぞれ適切な支援が行われるよう研修等を通じて、知識や技能の向上を図るとか、市町村とも連携しながら、顔の見える母子父子福祉推進委員となるように、広報・啓発に努めるとか、その下の相談先がない、相談先が分からない方のために、当然、市町村もチラシ等の配布でご尽力いただいておりますが、大阪府としても単に窓口に広報資料を置くだけではなくて、個々の世帯に対して、効果的なチラシなどを配布しながら、積極的に周知していくということを考えております。

　それから下から二つ目ですが、こうした支援員だけではなくて、社会資源ということで、福祉事務所や社会福祉協議会、隣保館等の専門機関がありますので、そのようなところの相互連携を図りながらどこに行っても必要なところにつなげるという支援体制をつくっていきたいと考えております。

　最後のスクールソーシャルワーカーです。学校現場から、なるべく課題を把握していただき、必要なところにつなぐという支援体制を築いていきたいと考えております。

　最後、基本目標の６ですが、人権尊重の社会づくりということで、これまでもいろいろ公正採用の啓発や人権問題の取組みについて啓発を行ってまいりましたが、これは引き続き続けていくということ。それと三次計画の項目や具体的な取組みを載せておりますが、個人情報の取り扱い等に関する取組みの推進ということで、窓口におられる支援員が、ひとり親家庭の悩みとか相談を受けるということで、個人情報の取り扱いとか、いわゆる人権的に偏見なり、このようなことで悩んでいる方がおられますので、その辺を研修等でお知らせをし、きちんとした意識を持って相談対応にあたっていただくということで、このようなカリキュラムを組みながらやっていきたいと考えております。

　主立った計画は以上でございます。お願いします。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。では、後半部分についてのご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。どこからでも結構です。

【委員】

　全体にわたりまして、２点、考えたいことがあります。あと、目標ごとに何点か考えたいことを申し述べたいと思います。

　一点は、さきほど委員もおっしゃいましたが、相談体制、連携の強化ということが、今回の計画の大きな柱になっていると思います。先ほど出されましたように、生活困窮者の支援制度とか、子どもの貧困対策の制度が、このような形で横断的にやられる施策と、それからひとり親施策という課題ときちんと連携をとって、どちらも役割を果たしていく必要があると思います。

生活困窮というのは、ある程度状態の問題で、その原因としてひとり親家庭であるとか、障がいがあるとかいう、このような構図があると思います。ですから生活困窮者などは、本当に状態に対してどうしようかということをやっていますが、それが本当にきめ細かく全部できればいいのですが、その背景にあるひとり親のいろいろな就労の悩みとか、先ほど出ましたように、時間は少ないけれども安定したという、そのような悩みが出てくるとか、ひとり親ならではの役割があると思いますので、生活困窮者で就労相談の事業ができたから、こちらの母子の就労支援はいらないのかとか、そうではなくて、これは本当に生活困窮者だけでもそれほどきめ細かい大きな網を掛けるようなものなので、それに母子とか父子の施策の網を重ねてきめ細かくしていくということが、やはり大事になってくると思います。

事業が重なっていれば、どちらか一つにしようとか、行政的には無駄を省くという議論はあると思いますが、そうではないのだというところを、ここの基本のところで持つべきだと思います。状態に対する施策とその原因に対する施策と、これを本当に一緒に進めることにより、きめ細かいセーフティネットができると思いますので、それを今回の基本のところに、明確に書く必要があるのではないかと思います。

　もう一点、全体に係るところなのですが、これはどこに入れればいいのか分からないですが、先ほどもずっと出てきているワークライフバランスを進めるとか、そのような働き方とか、そのようなところです。就労支援が目標の１に出てくるのですが、働く職場の状況ということを変えずに、どれだけ支援をしても、やはり難しいところがあると思います。

　ワークライフバランスとか多様な働き方とか、子どもを持つ労働者が働きやすい職場をつくるというのは、「いえ、これは母子施策、父子施策ではないのです、ひとり親施策ではないのです」という意味ではなくて、ひとり親だからこそその能力が職場で発揮できるように条件をつくるべきだということを、計画の中のどこかに位置づけられないのかと。たぶん就業支援のところかもしれないですし、全体に関わるところかもしれないです。

少しこれは全体に関わるところなので家庭支援課から要請するということはできませんが、オール大阪でいいますと、本当に労働関係とか商工労働のところから、常に働きかけをされていると思いますが、その中にひとり親家庭の支援ということが、社会的責任にもなっているということを働きかけるようなことを、計画のどこかに入れられないかと思ったのが大きな二つ目です。

あと目標で一つひとつ思ったことを言わせていただきたいと思います。少し戻りますが目標１のところに、論議として出ていました職業訓練等のところです。先ほど出ていましたように、就業率が９割ということはありますが、先ほどのアンケートで見ますと、職業訓練をやったけれども役に立たなかった資格・技能、これは少しショックだったのです。

医療事務とか、簿記とか、ホームヘルパーとか、特に医療事務とかホームヘルパーとかは仕事に就けます。人手不足で。けれども続けられない。そのような条件が厳しいというところだと思います。ですから資格を取って仕事に就いたけれども、結局、続けられていない。収入も上がっていないという。その辺りは、やはり就業しただけではなくて、就業したあとも継続して続いているのかということも追跡して、そのようなところから、どのような内容を職業訓練としていけばいいのかということを、考える必要があるのではないかということを、職業訓練のところで１点、思いました。

あと目標４のところで、貸し付け時に相談窓口の提供ということです。それを明確に入れていただきたいと思います。いろいろな多重債務の相談とかを私どもも受けたりしても、一時期の生活費は借りるのですが、それを返していくための生活づくり、一緒に家計簿を付けたり、そのような相談もしているのですが、そのような相談につなげなければ、確かに貸すほうはきちんと返ってくるように厳格に審査をするというのはそうなのですが、その計画どおり何とか生活をやっていこうというのは支援員とか、いろいろなところが日常的に支援していくということが必要になると思いますので、相談窓口の提供とか、相談支援との連携ということを、やはり貸し付けの時にきちんとするということを、書く必要があると思います。

あと２点、目標５のところで、相談体制の具体的なところですが、学校のスクールソーシャルワーカーとの連携というのは非常に大事だと思います。スクールソーシャルワーカーにつなげばいいということを学校の教職員の方々にきちんと伝えるということが必要になると思います。学校の門を入れば学校の責任で、門を出れば家庭の責任だということでは、子どもの支援はできないというところで福祉の専門と教育をつなぐためにスクールソーシャルワーカーはできたと思いますが、スクールソーシャルワーカーにつなぐのは、やはり学校の教職員の方だと思います。地域福祉審議会でも学校と福祉のつながりというのがなかなかできない。それは学校側にいろいろな福祉の窓口があるのだということを、きちんと伝えていただくことが必要だと思いますので、スクールソーシャルワーカーとの連携ということに限らず、やはり学校との連携ということを、目標項目では掲げる必要があると思います。

最後に、目標６で人権尊重の社会づくりのところです。やはり人権は尊厳と平等ということが大事ですので、自己決定の幅を広げるとか、そのようなところが必要になってくると思います。安定しながら労働時間を選べるような仕事ということをどのように自己決定してチャンスを広げていくのかということが必要になると思います。それと、ここで書かれている公正採用のところです。やはり面接に行きますと女性を採るつもりはなかったのでと公言するような事例とかもありますので、ここは強めていただきたいと思います。

それから５ページの右側の下から５行目ぐらいに、家主が宅地建物取引業に対する入居制限解消に向けた啓発を行うということを書かれていますが、アンケートのときに入れるのを忘れていまして、家を探すときに困っていることという項目の中に、母子家庭だから断られるとかいう項目はないのです。たぶんその他に入っているのかもしれませんが、宅建業者の調査でいきますと家主から「母子家庭は断ってね」と言われた事業者が１割あるのです。ですから、やはり母子家庭だから不当に差別されるということがあると思いますので、ここのところもきちんと取り組んでいけるように、書いていくことが必要ではないかと思います。以上思うことを述べさせていただきました。

【部会長】

　はい。重要なご指摘ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【委員】

　資料３の４５ページなのですが、総合評価入札のことについて、非常に分かりやすく書いて、ああ、こういうことなのだということが分かり、母子家庭を雇用した場合に加点するというのはすごくいいなと思ったのと、それと同時に公契約条例というものがあります。役所が民間とかの業者に仕事を発注するときに、最低のラインがあります。例えば最賃を守るとか、労働条件がこれ以上ひどくならないとか、そのような公契約条例というものをこれと併せて、ぜひ、やってもらって、母子家庭が、例えば庁舎の清掃業務に就いたとしても、食べていけるだけの賃金とか、労働条件が確保された上での常用雇用というものを、ぜひ、お願いしたいと思います。

母子家庭で、やはり老後貧困になって６５歳から７０歳ぐらいまで働かなければいけないという方もたくさんいらっしゃって、やはり清掃業務が多いです。清掃業務が悪いのではなくて、清掃業務でもしっかり食べていけるだけの賃金とか労働条件が保証できるようなことを、ぜひ、本当に役所が手本になってやっていただければ、特に大阪府がやっていただければ、すごくいいなと思いました。

　それともう一つなのですが、子どもの学習支援のところですが、食糧支援を、今、なさっている団体というか、ＮＰＯというか、グループ、「大阪子どもの貧困アクショングループ」とか、よくテレビでやっているのですが、そのような食糧支援のものを、少しどこかに入れてもらえばいいなと思いまして、例えばこれはうちのところに小学校の校長さんが非常に熱心で、地域の、例えば商店街で、そこに行けばしっかりしたごはんが食べられるようなバウチャー券みたいなものをつくって、それで地域の食堂も潤いますし、子どもたちも一日一食はしっかりしたごはんが食べられる。

夏休みになれば子どもがやせたり、反対にお菓子ばかり食べて変に太ったりするので、そのことを非常に心配した校長先生が相談されて、「何かそういうことはできないのですか」ということを、わざわざ言われて、その人は行政に一度掛け合ってみるという校長先生だったのですが、そのようなバウチャー制というのか、大阪市は西区とか教育バウチャー券みたいなものやっていますね。

何かそのようなことで、食事のことに関しても、ぜひ、食べることは基本ですし、子どもの貧困対策の中でも、一日一食はしっかりしたものが食べられるようにということが挙げられていますので、何かできればいいなと思います。私も言っているばかりでは駄目ですから、何かこのように民間のグループとか、ＮＰＯ法人をやってと言われて、できることはチラシまきでも何でも動きますので、よろしくお願いします。

【部会長】

　ありがとうございます。今、おっしゃっていた箕面の取組みですか。地域通貨を使って、地域通貨制度で地域の食堂に行けば地域通貨をもって子どもが一食、食べられるということだと記憶しています。全国的に少し広がりつつあります。大津でもありますし、大阪でもありますし、そのようなところとの、まずは連携とか、行政からバックアップするとか、そのような取組みがあります。本当に学校の先生たちは、ある意味、困っていらっしゃるので。

【委員】

　養育費の問題をお話しさせていただきたいと思いますが、だいたい相談では、相手方の経済的な問題で受け取れないパターンが圧倒的に多いので、そのような理由で受給率が低いのかと思っていましたが、今回のアンケート結果を見せていただきますと、まず、そもそも取り決めをしていないということが、５４.５％、取り決めはしたけれども、そのあともらえなくても何も行動に出ないという方が６２％以上おられるということで、この結果に少し驚いたのですが、だから受給率を上げようと思えば、このような取り決めをしていないとか、何も行動に出ないという割合を減らせば、必ず受給率は上がるわけですから、そうすれば相談窓口の問題になってくるわけです。

一般の法律相談、各市役所とかでも必ずどこでもやっていますが、そのようなところに来られる方というのは、例えば交通事故とか相続の問題とか、そのような方が多くて、この養育費の問題で来られる方は、非常に少ないのです。特に養育費問題に特化したような特別相談窓口をつくれば、市の広報とかに、このようなものをやっていますというものを載せれば、必ず来られる方は増えるのではないかと思います。

そのような取組みをしていただければどうかと。養育費に特化した相談を拡充していただく。あと費用のことを心配されて、相談に来られない方も結構いらっしゃいますが、それに関しては、法テラスのほうで費用は貸し付けしておりますので、そのような情報も相談に来られなければ分からないという点もありますので、とりあえず相談窓口を広げる努力をしていただければどうかと考えています。

【部会長】

　ありがとうございます。

【委員】

　２と５に関わりまして、子どもの学習支援ボランティアによるそのような新たな取組みを始めたというところですが、そこで学習面だけではなくて、やはり子どもが、先ほど就労のことも出ていました、そのようなことを相談できるような場につなげていければいいなと思っています。だから当初は学習という形で始まったとしても、そこで自分が何かこれからの将来のことであるとか、家庭のことであるとか、そのような悩みを持ったときに、どこかに相談できる学校以外に、やはり地域の中でそのようなところがあれば非常にいいなと思っています。

　それも子どもだけではなく、母親、父親のほうも、ここに行けば、母子福祉センターの相談件数は増えているということもありましたが、ここに行けば誰か話を聞いてくれるというところをつくっていくという、そこにつなげていくという、それぞれの地域でできていけばいいなと思っています。

　それから、４のところで、貸し付けの窓口などにも、そのような相談窓口があるということを周知していきたいということがありましたので、ぜひ、それぞれの窓口の担当者の方自身に、庁内、府内の研修になるのかよく分からないですが、そのようなところを充実していただくことが、やはり来たときに逃がさないというか、そこで誰かがきちんと受け止めて次につなぐという。そのようなネットワークをつくっていくことが、とても大事なのではないかと思います。

　子どもの教育に関わっても、高校も授業料が有償になってきましたが、その手続きがとっても煩雑なのです。無償措置を受けるための申請書類はかなり複雑で、本当に「ええやめんどくさい」みたいになってしまうという話を聞いています。

そうなりますと支援を受けられる人が、そのために支援を受けられないような事態になるということは、やはり行政の趣旨と外れていくと思いますので、その辺いろいろな申請書類については、難しい部分もあるかと思いますが、やはりできるだけ支援を受けたい人が受けられるようなものにしていただきたい。そこで大阪の場合は結構、外国にルーツのある方も多いということもありますので、他言語対応とかも一定、視野に入れていっていただきたいと思っています。

それと最後一点です。これは全体なのですが、アンケートのところで一番多いのが、

４０歳から４４歳の層、返送のあった層が多いと思います。返ってきたのはそこが一番多いけれども、返さない層は、結構、そのような若年のところが一番気がかりです。

そのようなところで、周りにケアできる人がいればいいのですが、そうではないところに、やはり先ほど言ったように地域の中に相談できる体制みたいなものを、しっかりつくっていきたいと思っています。

【委員】

　時間がないので手短に３点ほど言います。一つは先ほど委員がおっしゃったように、全体に就労の中で、特に就労支援になると思いますが、やはりワークライフバランスの視点は、必ず入れていただきたいということが一点です。

２点目は相談のことですが、相談の件数は、例えば減っていたとしても、実はその内容や時間は増えているのです。なぜかと言えば、この間のニーズの多様化とか、悩みの複雑化というか、そこの状況をしっかりつかんで評価していただきたいということです。

ですから一方でいいますと、ニーズは多様化しているし複雑化しているし、さらに専門性が問われてきています。この辺りの相談業務の必要性というものを、再認識していただきたいということです。

３点目は、その相談の中で、連携の強化が言われております。連携の強化は従来からずっと言われています。なぜできないのか。要はシステム化ができていないのだと思います。つまり第一義的に誰が受けて、受けた人がどのようなそれぞれの専門機関につなげていくのかというシステム化をきちんとやる。これができていないから、ＰＤＣＡ（plan-do-check-act cycle）ができないと思っていますので、ぜひ、そのことをお願いしたいと思います。以上です。

【部会長】

　ありがとうございます。あっという間に時間が来てしまいまして、まだまだご意見があると思います。今から事務局のほうでいただいた意見を踏まえまして、修正案の作成に取りかかっていただくのですが、どうでしょう。いつまでにファクスとかメールとかお電話で意見を言えば、取り入れていただけるのでしょうか。

【事務局】

　パブリックコメントの日程等もございますので、１１月いっぱいぐらいでよろしいですか。

【部会長】

　では、１１月の末までに事務局のほうに、ご意見、修正案も含めて、できればここはこのように書き直したほうがいいと具体的な案があれば、より反映できるかと思いますので、よろしくお願いいたします。では、それを踏まえた上で最終案を事務局に修正案として提出していただいて、皆さんにお諮りしますので、そこで了解を得ましたら、最終的には、事務局と私のほうで最終確認をさせていただくという段取りにしたいと思いますがよろしいでしょうか。では、１１月の末までにより多くのご意見を頂きたいと思います。ありがとうございました。

　では、その他ということで、今後のスケジュールをもう一度確認したいと思います。

【事務局】

　それでは、資料４をご覧いただきたいと思います。スケジュールですが、年内、これは部会と本審です。子ども施策審議会、こちらのほうが動いておりまして、子ども総合計画、こちらも今年度中に策定となっております。あと、私どもの関係するところで、第二次社会的養護体制整備計画、これも同時に策定しておりまして、それと併せて説明させていただきます。まず、冒頭、自立促進計画、これはひとり親家庭等自立促進計画ということでご審議いただきまして、了解いただきましたので、この部会につきましても、要綱等は母子家庭等自立促進計画の部会になっておりますが、ひとり親家庭等自立促進部会ということで、名称変更させていだきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【部会長】

　はい。部会名称の変更、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

【事務局】

　だだいま、了解を得ましたので、今度子ども施策審議会が１１月２７日に開催されますが、そこでもう一度お諮りして承認いただくように進めていきたいと思います。

今日２１日、取組み評価から三次計画の素案、これのご意見を頂戴いただきまして、改めて１１月末までに意見を出していただいて、それをもう一度、私どものほうで調整するということで。部会長からご説明がありましたが、それを委員の皆様に確認の上、最終、事務局と部会長のほうで取りまとめて、１２月の中ごろパブリックコメント、これは子ども総合計画、あと社会的養護の整備計画を併せて、子ども室で同じ日に行いたいと考えておりまして、１２月中旬ぐらいからと。その後、パブリックコメントを経て、意見集約、計画へ反映を行いまして、最終案として、第３回の自立促進部会を２月の上旬ぐらいに行いたいと思っております。

　今回、計画案等のご意見もいただきましたので、第３回目につきましては、基本的には大きな動き等がなければ、持ち回りでの開催など、改めて調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　あと、子ども総合計画のほうですが、これも第３回の子ども施策審議会が挙がっておりますが、これが本審議会の最後で、２月の中旬ぐらいを考えておりますが、ここに本部会でご審議いただきました自立促進計画案を最終的に報告させていただくこととして、自立促進計画並びに総合計画を併せまして、３月末に公表させていただきたいという予定になっております。

　あと、先ほど承認いただきましたが、資料５で子ども施策審議会運営要綱を付けております。これが現在の要綱ですが、第５条で母子家庭等自立促進部会となっております。調査審議事項に関しても「母子寡婦福祉法」に規定する母子家庭等自立促進計画となっておりますが、本日、ご承認を得ましたので、この名称をひとり親家庭等自立促進部会、さらに調査審議事項につきましても、「母子寡婦福祉法」が変わっておりまして、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となっておりますので、この改正も本審議会のほうで併せて行いたいと考えております。ですから、ただ今ご了承いただきましたように、その日をもって改正する予定で調整したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

【部会長】

　ありがとうございます。何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。施策等も母子等というのは、みんなひとり親に順次変えていくようなことが必要ですね。父子が対象にもなっていますので。

【事務局】

　ですからこの資料３です。これにつきましては今までは、母子家庭等という表現になっていますが、例えばひとり親家庭等といった表現に変えさせていただいています。

【部会長】　はい。では、委員の皆さま、ご了解いただきたいと思います。では、本日、予定しておりました議題は、これですべて終了いたしました。ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

【事務局】　どうも、本当に長時間、いろいろなご意見をいただきました。われわれ気が付かなかったようなことも、いろいろおっしゃっていただいておりますし、やはりよりよい計画にしていきたいという思いと併せまして、やはりこれらが絵に描いた餅にならないように、これをどのように実行していくのか。そこが一番大事なところだと思いますので、今は来年度の予算要求の時期でもありますし、いろいろな形で一つでも二つでも実行に移していきたいと思います。本当に今日は長時間ありがとうございました。また、来週いっぱいご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。